

宿泊施設テレワーク利用促進事業実施要綱

令和2年10月5日
2産労観受第431号
令和3年10月13日改定
3産労観受第1271号
令和4年4月1日改定
3産労観受第2473号

(目的)

第1条 この要綱は、宿泊施設の新たなビジネス展開や「新しい日常」における都内事業者の働き方改革を推進するため、都内事業者が宿泊施設をテレワーク利用する際の経費を支援する「宿泊施設テレワーク利用促進事業」（以下、「本事業」という。）の実施について基本的な事項を定める。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1)「都内事業者」とは、東京都内において事業を営む事業者であり、以下のいずれかに該当する者とする。
 - ①会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める「会社」
 - ②会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に定める「特例有限会社」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」第22条又は第163条の規定により成立した法人等
 - ③個人事業主
- (2)「宿泊施設」とは、東京都内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、都内事業者が実施する宿泊施設の客室を活用しテレワークを行う取組とする。

(補助対象者)

第4条 本事業において支援の対象とする者は、以下に掲げる要件をすべて満たす都内事

業者とする。

- ① 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
 - ② 労働関係法令について、次のアからエを満たしていること。
 - ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
 - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間を超える時間外労働をさせていないこと。
 - エ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
 - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、支援の対象としない。

（補助）

第5条 知事は、本事業について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助する。

（普及啓発）

第6条 都は、本事業に関する支援内容等の情報提供等を行い、本事業の普及に努めるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、令和2年10月8日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年10月13日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。